

大分市屋外広告物特別規制地区・特定地域

# 『大分駅南地区・鉄道高架沿線地域（高架上区域）』



手引き

## ●作成の目的

大分駅南地区は、平成13年1月に「大分駅南地区 地区計画」を決定し、地区計画の目標に「本市の中心市街地にふさわしい、ゆとりとるおいにあふれた緑豊かな美しい地区の創出」を掲げ、先進先導的なまちづくりに取り組んでおります。そのため、地区の特性に合った広告物の表示や掲出が出来るよう、平成23年10月に大分市屋外広告物条例による特別規制地区に指定いたしました。

また、鉄道高架沿線地域において、自家用広告物以外の広告物を禁止するなどの新たな基準を設定しました。

この手引きでは、大分市屋外広告物条例に定められた一律の基準を補い、地区の特性に合った広告物の表示や掲出を誘導します。

## ●対象の広告物

「大分駅南地区」

許可又は届出が必要な広告物は、大分駅南地区内に表示又は設置される広告物が対象となります。

「鉄道高架沿線地域」

許可が必要な広告物は、鉄道高架沿線地域(高架上区域)に表示又は設置される広告物が対象となります。

※ただし、上記の地区及び地域において、平成23年10月1日時点で既に適法に設置されている広告物については、適用を除外いたします。なお、既設の広告物に対して広告物を変更、改造する場合や新たに追加設置する場合には、対象となります。

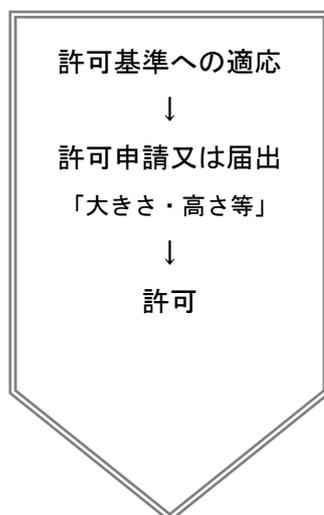
## ●手引きの運用

この手引きにより、事前協議の充実を図るとともに、大分駅周辺としてきめ細かな景観形成を推進します。

### 〈運用〉

- ・屋外広告を表示又は設置しようとする事業者が、事前に計画を検討する際の指針
- ・事前協議を行うことで、大分駅周辺としての屋外広告物に対する目標の明確化

### 大分市屋外広告物条例



### 手引き



## ○大分駅南地区

### 屋外広告物条例特別規制地区【基本方針】

#### ◆広告物の表示及び掲出物件の設置に関する基本構想

本地区は、大分市総合整備基本計画(平成7年4月策定)の中で「駅南・情報文化新都心」として位置付けられ、21世紀の新たな都市拠点の形成が期待されており、大分駅付近連続立体交差事業及び大分駅南土地地区画整理事業に伴う駅前広場やシンボルロード等の公共施設整備により、良好な都市環境の形成及び高次都市機能の集積が計画されています。これらまちづくりの方向性を踏まえ、本市の中心市街地にふさわしい、ゆとりとうるおいにあふれた緑豊かな美しい地区の創出を目標に、地区の特性にあわせた広告物の表示及び掲出物件の設置を目指します。

#### ◆広告物及び掲出物件の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

- ア 必要最小限の広告数で効率よく配置する。
- イ 広告物の規模や派手さを抑え、落ち着いた形態意匠、色彩にする。
- ウ 駅前周辺、シンボルロード沿道、都心魅力回廊、都心居住地区などさまざまな顔を持つ本地区では、まち全体の統一感や地区ごとの個性が現れた美しく魅力ある都市景観の創出に向けたデザインとする。
- エ 突出広告物、自立広告物、壁面広告物は、建築物壁面の連続性と正面性の統一を確保する。
- オ 自立広告物は、歩行者の回遊性を配慮することや緑や街並み景観と調和した意匠デザインにする。

### 都市計画法による地区計画の内容【地区整備計画・・・建築物等に関する事項】

建築物の形態又は意匠の制限(略)

- 2、屋外広告物については周囲の景観的調和に配慮したものとする。

#### 【駅南まちなみづくりガイドライン】

駅南まちなみづくりガイドラインとは・・・

これから創られる駅南地区。この地区をできるだけ快適な良いまちにしていきたい。  
そんな思いから駅南地区の住民が中心となって、より魅力あるまちなみの景観づくりをめざして「駅南まちなみづくりガイドライン」がつけられました。

- 駅南デザイン協議会
- 駅南まちなみづくりワークショップ



【許可】（条例第5条）

広告物を出す場合には、**市長の許可**を受けなければなりません。

《条文》…大分市屋外広告物条例第5条

広告物を表示し、又は掲出物件を設置することが禁止される場合を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

※許可基準については、「大分市屋外広告物に関する手引き」の6～11ページを参照してください。

【届出】（条例第5条の2）

特別規制地区において、広告物を表示し、又は掲出物件を設置しようとする者は、基本方針に適合するよう努め、届出が必要となります。

■届出が要らないもの

- ・ 法令の規定により表示する広告物又はこの掲出物件
- ・ 公職選挙法による選挙運動のため使用するポスター、立札等又はこれらの掲出物件
- ・ 冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこの掲出物件で基準に適合するもの
- ・ 人、動物、車両、船舶等に表示される広告物
- ・ 地方公共団体が設置する公共掲示板に適法に表示される広告物
- ・ 許可を受けた広告物又は掲出物件

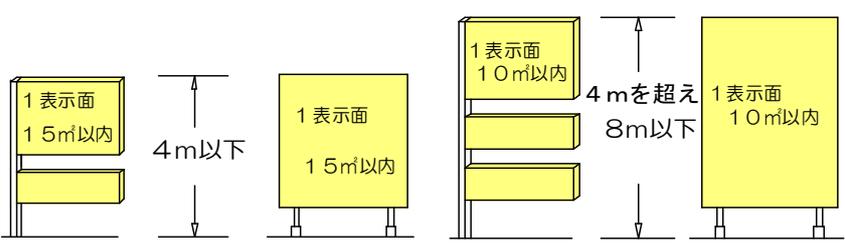
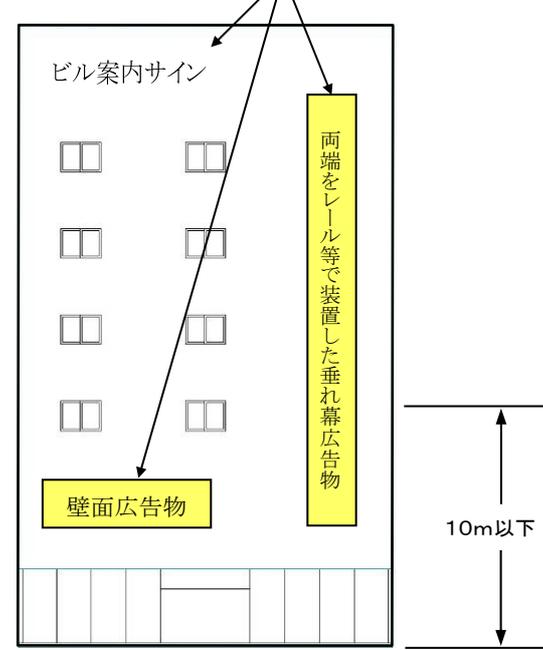
○冠婚葬祭、祭礼等のため、一時的に表示する広告物又はこの掲出物件で基準に適合するもの

広告物の種類	基準
（共通）	広告物を表示し、又は設置する期間が1月以内であること。
はり紙	表示面積が0.5平方メートル以内であること。
はり札等	ア 表示面積が0.5平方メートル以内であること。 イ 表示個数が1壁面2個以内であること。
広告旗及び立看板等	幅0.9メートル以下、長さ2メートル以内（脚の長さを含む。）であること。
横断幕	表示面積が8平方メートル以内であること。

届出があった広告物について、基本方針の内容に照らし、必要があると認めるときは、必要な助言や勧告をすることがあります。

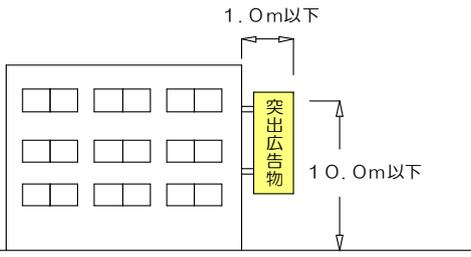
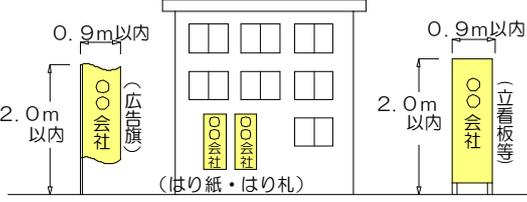
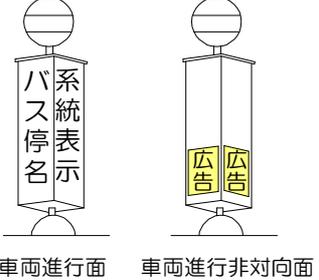
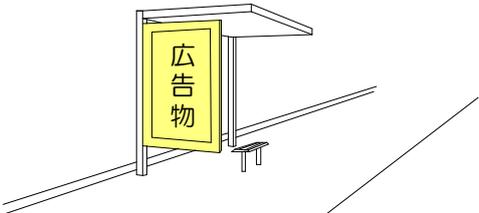
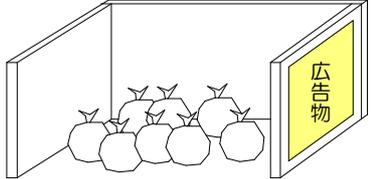
【許可基準】

◆ 広告物の許可の基準

<p>共通</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 道路その他の公共の用に供する施設（以下「公共用施設」という）上に設置するものにあつては、その管理者の占有許可を受けること</li> <li>◆ 公共用施設上に突出したものでないこと</li> <li>◆ 屋上、屋根又は塀に表示したものでないこと</li> <li>◆ 駅南街区は点滅機能及び映像機能を有しないこと</li> </ul>
<p>自立広告物</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 駅南街区は自家用広告物であること</li> <li>◆ 地上からの高さは8m以下</li> <li>◆ 表示面積の総合計は15㎡以内</li> <li>◆ 高さが4m以下のものは1表示面15㎡以内、4mを超え8m以下のものは1表示面10㎡以内</li> </ul> 
<p>壁面広告物</p>	<p>※ 1表示面とは、見付面積のことをいう</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>駅南街区：1表示面の合計 30㎡以内              駅北街区：1表示面の合計 80㎡以内</p> </div>  <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 駅南街区は自家用広告物であること</li> <li>◆ ビル案内サイン、両端をレール等で装置した垂れ幕広告物以外は、その上端の地上からの高さが10m以下</li> <li>◆ 壁面広告物の表示面積は下記のとおり             <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 駅南街区は1表示面30㎡以内 総合計120㎡以内</li> <li>イ 駅北街区は1表示面80㎡以内 総合計320㎡以内</li> </ul> </li> <li>◆ 表示面積は1壁面の1/2以内</li> <li>◆ 広告物の素地の色が大分市景観計画における外壁基調色に適合すること              但し、表示面積が1壁面の1/10以内の場合は除外する</li> <li>◆ 広告物が壁面の窓又は開口部をふさがないこと</li> </ul>

○ビル案内サインとは、ビル所有者又はビル若しくは床面積 1,000 ㎡を超える大規模テナントの名称、マーク等を表示するものをいう。

○駅南街区及び駅北街区とは、「位置」区域図(3ページ)に定める駅南街区及び駅北街区をいう。

<p>突出広告物</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 駅南街区は自家用広告物であること</li> <li>◆ 表示面積は8㎡以内(総合計)</li> <li>◆ 突出幅は1m以内</li> <li>◆ 広告物の上端が地上から10m以下</li> <li>◆ 広告物の上端が、表示又は設置する建築物の壁面の上端を超えないこと</li> </ul>
<p>はり紙・はり札等 立看板</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ はり紙・はり札の面積は0.5㎡以内</li> <li>◆ はり札の表示個数は、1壁面に2個以内</li> <li>◆ 立看板等の幅は0.9m以下、高さ2m以下(脚の長さ含む)</li> </ul>
<p>バス停留所標識広告物</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広告物の個数は、進行車両の非対向及び歩道面の2個に限る</li> <li>◆ 表示面積は各表示面積の1/3以下</li> <li>◆ 広告物の位置は表示面の最下段</li> </ul>
<p>バス停留所上屋 添加広告物</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 表示面積は1表示面2㎡以内</li> </ul>
<p>ゴミステーション に設ける広告物</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広告物の個数が1施設につき1個</li> <li>◆ 表示面積は0.5㎡以下</li> </ul>

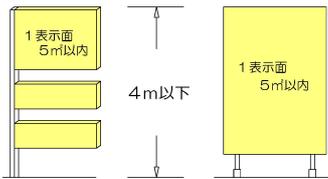
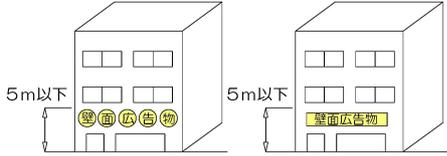
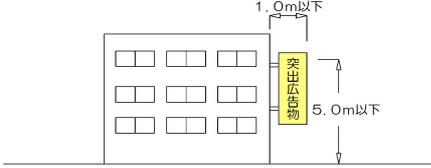
○ 上記以外の広告物は、掲出しないこと。(屋上広告物は掲出不可)

※市長は、広告物の表示又は掲出物件の設置がこの表に定める基準に適合しない場合においても、周囲の景観及び自然と調和した質の高い形態意匠である広告物であって、地区のまちづくりに寄与する(大分駅南地区地区計画に合致しているもの)と認めるものは、条例第11条第2項の規定に基づき、これを許可することができる。

◆ 許可を受けなくて出せる広告物の許可基準

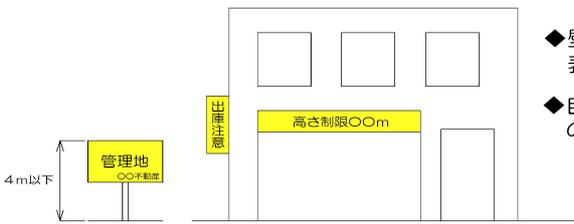
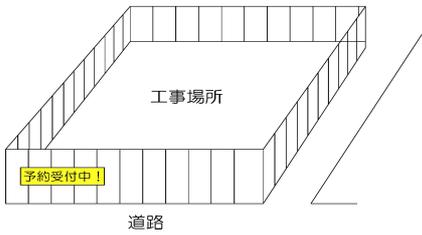
※特別規制地区の届出は必要です。

自己の事業所・営業所の敷地内に出される自己の事業・営業に関する広告物や、自己の管理する土地又は建物に管理上設置する広告物等について、次の基準内であれば、許可を受けずに広告物を表示することができます。ただし、特別規制地区の届出は必要です。

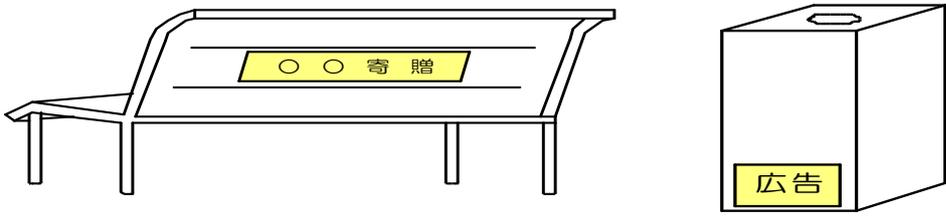
共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 自家用広告物であること</li> <li>◆ 表示面積の総合計は、1の住所又は事務所、営業所若しくは作業場あたり、20㎡以内</li> <li>◆ 道路その他の公共の用に供する施設上に突出したものでないこと</li> <li>◆ 駅南街区では点滅機能及び映像機能を有しないこと</li> </ul>
自立広告物	 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 表示面積の総合計は10㎡以内</li> </ul>
壁面広告物	 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 広告物の上端の地上からの高さが5m以下であり、表示面積が1壁面の1/2以内かつ、5㎡以内（壁面に直接描出する場合は、高さ制限なし）</li> <li>◆ 広告物が壁面の窓又は開口部をふさがないこと</li> </ul>
突出広告物	 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 表示面積は5㎡以内</li> <li>◆ 突出幅は1m以下</li> <li>◆ 広告物の上端の地上からの高さは5m以下</li> </ul>

◆ その他の基準

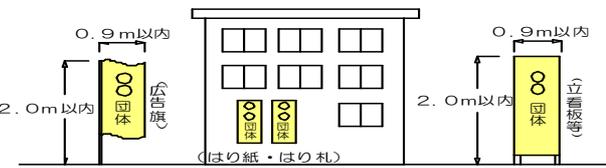
自己の管理する土地または物件に、管理上の必要に基づき表示する広告物の基準

自己管理用広告物	<p>○ 自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示するもの</p>  <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 壁面広告物、自立広告物、突出広告物で、表示面積は5㎡以内</li> <li>◆ 自立広告物は、広告物の上端から地上までの高さが4m以下</li> </ul>
工所用仮設広告物	 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 工事に限り仮囲いに直接描出するもの</li> <li>◆ 宣伝の用に供されているものの表示面積は5㎡以内で1個まで。（ただし、修景であるものはこの限りでない）</li> </ul>

公益上必要な施設及び物件（奉仕広告物）

奉仕広告物に係る基準	共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 表示数は、寄贈等に係る1施設又は1物件につき1個とする</li> <li>◆ 表示面積は、広告物が掲出されている方向から寄贈等に係る施設、物件を概観した場合の外郭線内を平面とみなしたものの1/10以内かつ0.5㎡以内</li> </ul>
	ベンチ・ゴミ箱など	

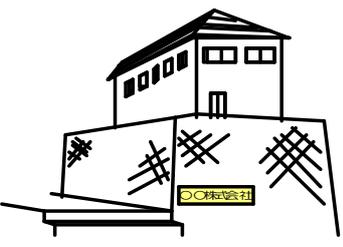
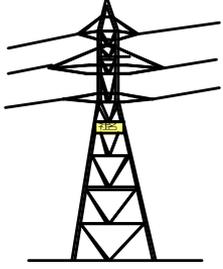
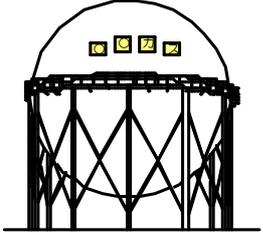
政治資金規正法による届出を行った政治団体が設置する広告物

共通	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 表示者の連絡先を明記すること</li> <li>◆ 表示又は掲出する場所又は施設の管理者等の承諾を得ていること</li> </ul>
はり紙・はり札等 広告旗・立看板等	 <ul style="list-style-type: none"> <li>◆ はり紙及びはり札の表示面積は0.5㎡以内</li> <li>◆ はり札については、1壁面に2個以内</li> </ul>

禁止物件に表示できる広告物の基準

（条例第4条第1項第2号、第7号、第8号、第9号又は第11号の物件をいう）

※許可申請必要

石垣・よう壁の類	送電塔・変電塔・送受信塔及び照明塔	煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンク類
 <p>◆ 表示面積2㎡以内</p>	 <p>◆ 表示面積2㎡以内</p>	 <p>◆ 表示面積2㎡以内</p>

【色彩】

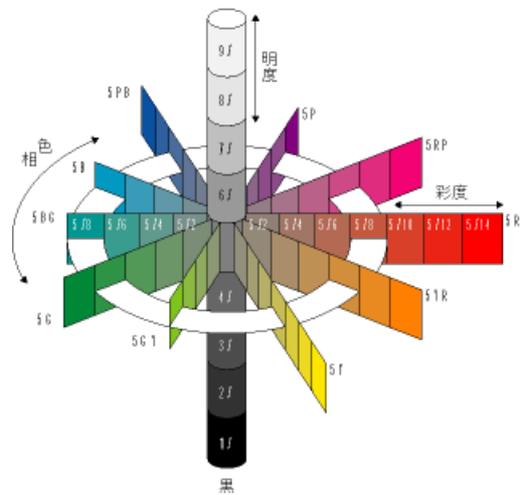
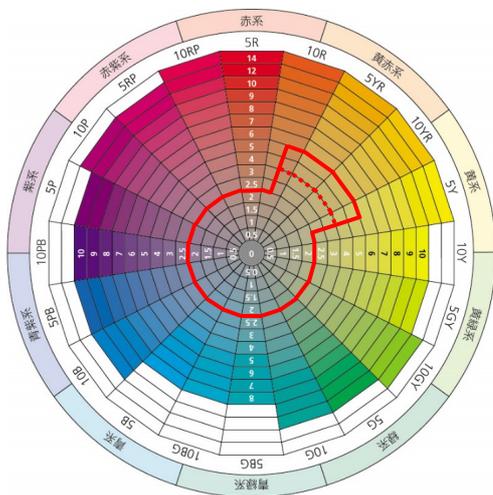
色彩に関する表示については、日本産業規格 Z8721（色の表示方法三属性による表示）に規定されたマンセル表色系によるものとします。

「壁面広告物の色彩基準」

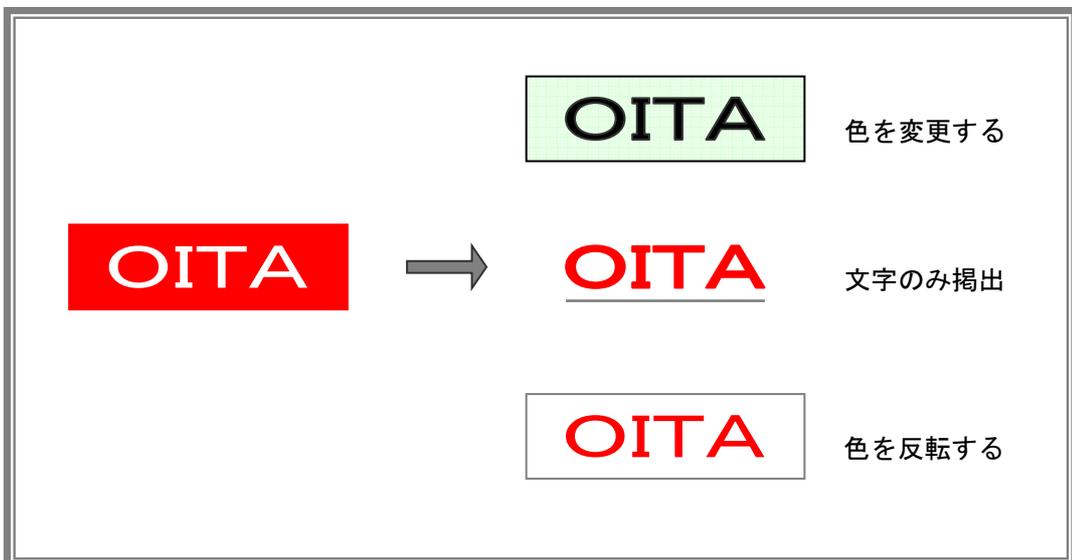
大分市景観計画「良好な景観の形成のための行為の制限における建築物の建築等」の外壁基調色の色彩の基準に適合すること。

ただし、素地のうち表示面積が1壁面の10分の1以下の部分にあつては、この限りでない。

色相	明度	彩度
10R~5Y	8以上の場合	3以下
	8未満の場合	5以下
その他	—	2以下（無彩色を含む）



【例図】



【具体的なイメージ】

基本方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 必要最小限の広告数で効率よく配置する。</li> <li>○ 広告物の規模や派手さを抑え、落ち着いた形態意匠、色彩にする。</li> <li>○ 駅前周辺、シンボルロード沿道、都心魅力回廊、都心居住地区などさまざまな顔を持つ本地区では、まち全体の統一感や地区ごとの個性が現れた美しく魅力ある都市景観の創出に向けたデザインとする。</li> <li>○ 突出広告物、自立広告物、壁面広告物は、建築物壁面の連続性と正面性の統一を確保する。</li> <li>○ 自立広告物は、歩行者の回遊性を配慮することや緑や街並み景観と調和した意匠デザインにする。</li> </ul>
------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

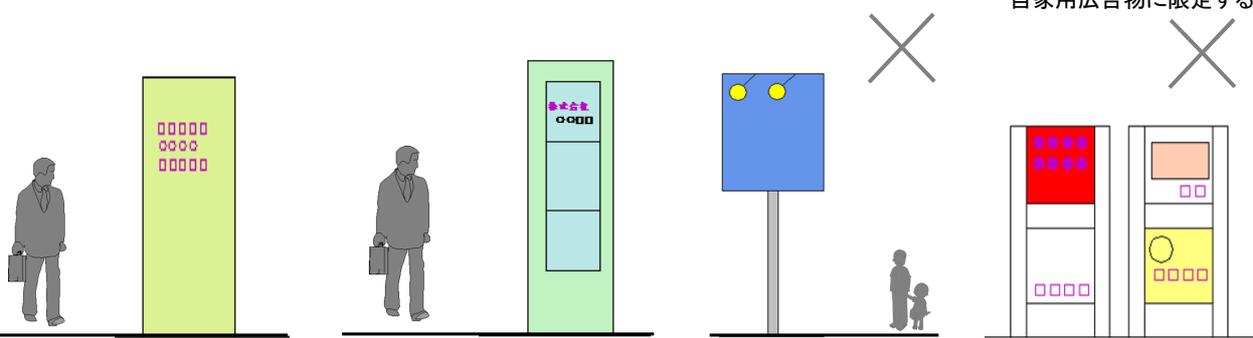
自立広告物

人の目線程度の高さに抑える。

テナント等を集約する

圧迫感を与えない。

必要以上に設置しない。  
自家用広告物に限定する。

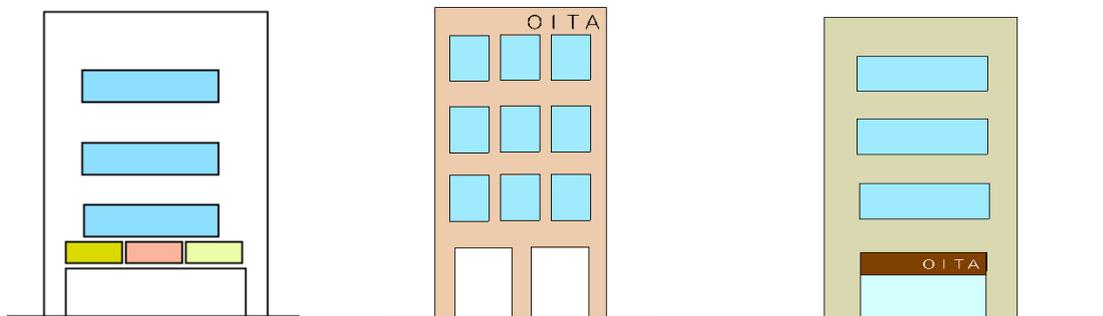


壁面広告物

低層部に集約する。

上部は、切り文字にする。

広告物の素地の色は、建物の壁面の色に調和するようにする。



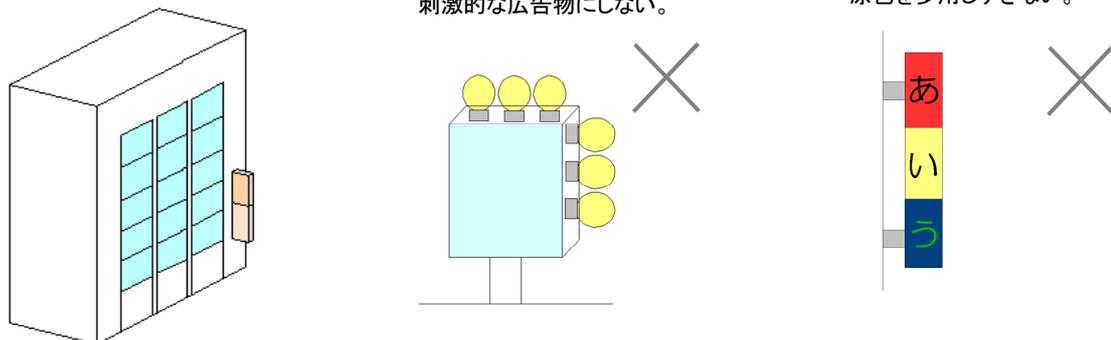
突出広告物

低層部に配置し、広告物を集約する。

その他

光源の点滅が急速で著しい刺激的な広告物にしない。

広告物の素地には、原色を多用しすぎない。



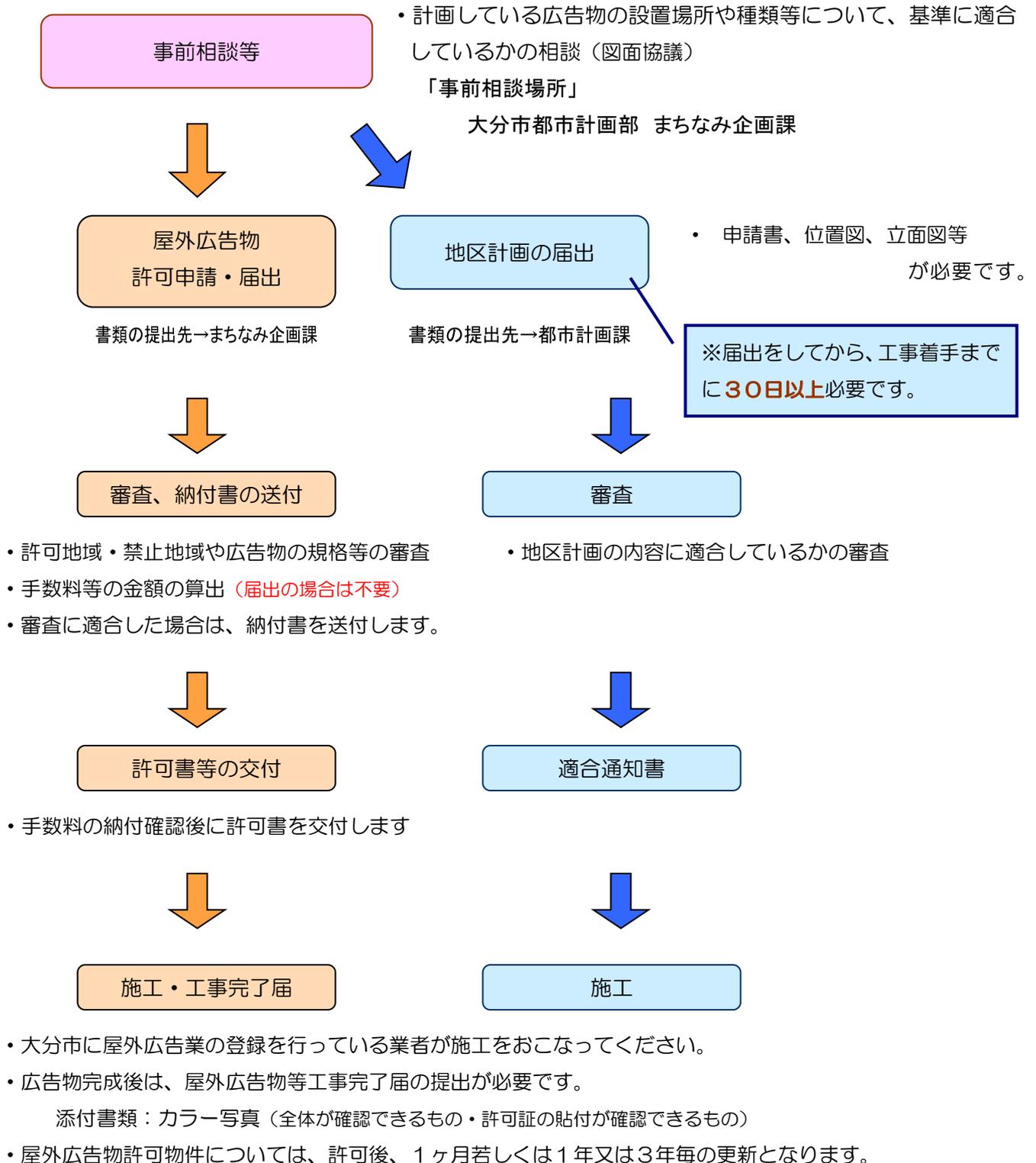
## 【手続きの流れ】

大分駅南地区において屋外広告物を掲出する際には、以下の手続きが必要になります。

### ◆大分市屋外広告物条例に基づく許可申請、特別規制地区の届出

※大分駅南地区では、地区計画の届出も必要になります。

### ○屋外広告物についての流れ



## 【申請・届出必要書類】

### 屋外広告物の許可(新規・改造)申請・特別規制地区の届出

#### 【申請時に必要なもの】 各2部

提出期限・・・工事着手前まで

1. 屋外広告物等許可申請書(表)安全確認書(裏)、特別規制地区の届出書
2. 位置図・見取り図(縮尺2500分の1のもの)  
※ただし、住宅地図の複製(コピー)を使用する場合は、著作権者の許諾が必要な場合があります。
3. 広告物現地配置図(縮尺200分の1以上のもの)
4. 広告物等の材料及び構造等の仕様書、立面図、構造図及び断面図(縮尺200分の1以上のもの)
5. 色彩(日本産業規格 Z8721 による色相、明度及び彩度の値)・形状・表示寸法・面積(変形のものには計算方式)等を示した書面(図面)  
※照明または、音響を伴うものはその概要を示した図面
6. 道路その他の公共の用に供する施設上に突出し、又は設置する場合は、その管理者の占用許可を受けた書面
7. 建造物を利用するものにあつては、建造物との関係を表示した書面
8. 設置場所が他人の所有または管理に属する場合は、土地利用承諾書(書式随意)
9. はり紙、はり札等、広告旗または立看板については、その現物または見本
10. その他市長が必要と認める書面(管理者等の資格を有する書面等)

○変更(改造)申請の場合は、以上項目の変更内容に関連のある書類を添付する。

納付書については、申請後に金額が確定次第送付し、納付の確認(納入通知書兼領収証書の確認または、FAXによる確認)ができ次第許可書を交付します。

#### 【広告物設置完了後に必要なもの】

1. 屋外広告物等工事完了届
2. 広告物完成後のカラー写真  
(全体が確認できるもの(複数面広告の場合は複数方向から)  
・屋外広告物許可証(ステッカー)の貼付が確認できるもの)

### 地区計画の届出

#### 【届出時に必要なもの】

提出期限・・・工事着手日の30日前までに

1. 届出書(一部)、添付図書(二部)  
(建築確認申請手続の前に届出をしてください。)
2. 位置図(縮尺1/2500、事業計画図等)
3. 配置図(敷地内における建築物または工作物の位置を表示する図面で、縮尺1/100以上)
4. 平面図(各階平面図、縮尺1/50以上)
5. 立面図(二面以上の建築物または工作物の立面図で、1/50以上)  
\*求積図があれば添付してください。

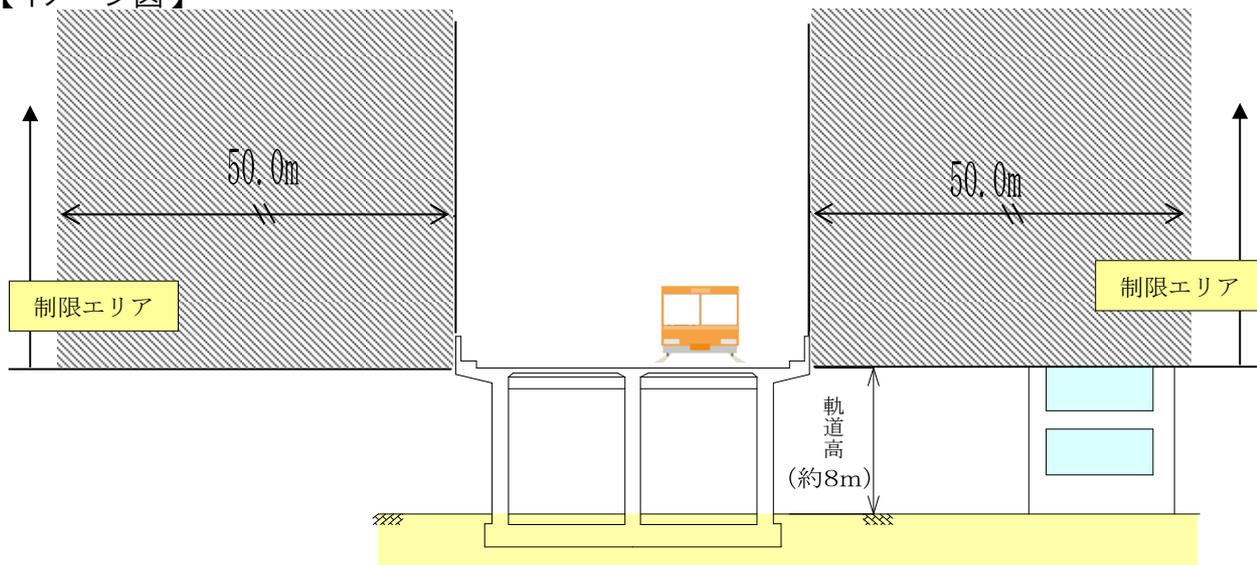
## ○鉄道高架沿線地域(高架上区域) .....

### 【区域】

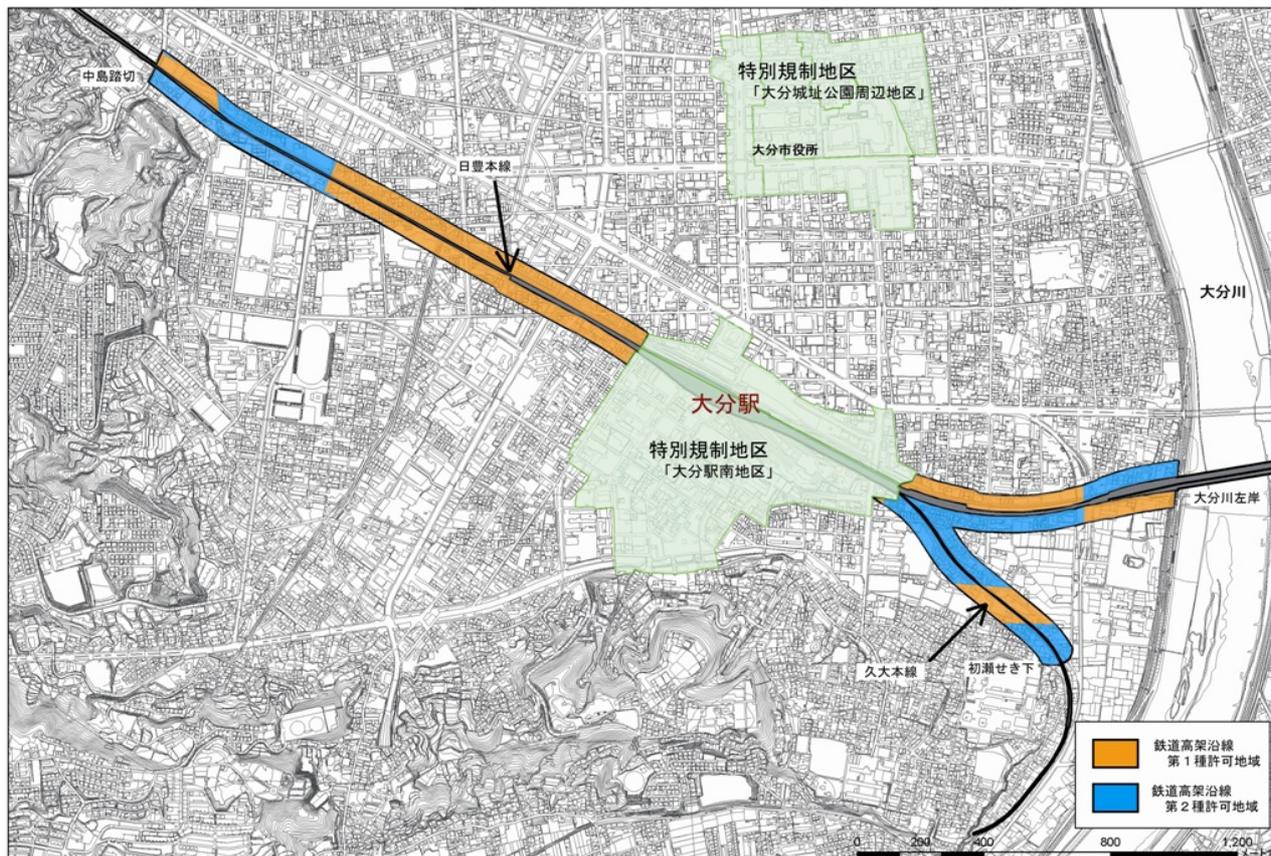
鉄道高架部分（日豊本線のうち中島踏切から大分川左岸まで及び久大本線のうち大分駅から初瀬せき下までの区間）の軌道端から両側 50メートル以内で、かつ、鉄道高架部分のうち橋梁部の軌道高以上の区域をいう。

ただし、大分駅南地区特別規制地区の区域を除く。

### 【イメージ図】



### 【位置】



◆ 鉄道高架沿線第1種許可地域と鉄道高架沿線第2種許可地域における許可基準について

鉄道高架沿線地域を**鉄道高架沿線第1種許可地域**と**鉄道高架沿線第2種許可地域**に分け、それぞれの設置基準に合った広告物が表示や掲出できます。

**鉄道高架沿線第1種許可地域**

鉄道高架沿線地域のうち、禁止地域以外の地域であって、都市計画法第8条第1項第1号に規定されたもののうち、第2種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域の地域及び場所をいう。

**鉄道高架沿線第2種許可地域**

鉄道高架沿線地域のうち、禁止地域以外の地域であって、鉄道高架沿線第1種許可地域以外の地域及び場所をいう。

(主なもの) ・都市計画法第8条第1項第1号に規定された第1種住居地域。

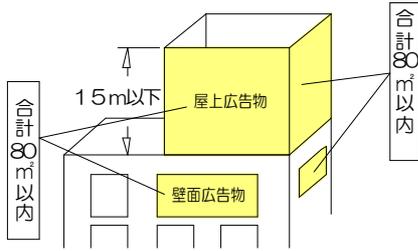
※禁止地域・・・「大分市屋外広告物に関する手引き」参照

		鉄道高架沿線 第1種許可地域	鉄道高架沿線 第2種許可地域
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>道路その他の公共の用に供する施設上に突出し、又は設置するものにあつては、その管理者の占用許可を受けること。</li> </ul>	
自家用広告物 自立広告物	◆表示面積の総合計は80㎡以内		
	◆表示面積の総合計は80㎡以内		

自家用広告物

屋上広告物

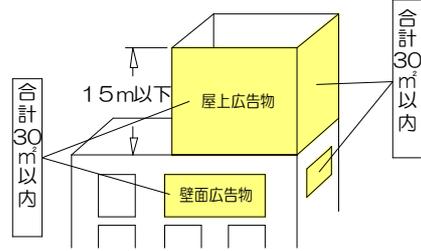
◆屋上広告物と壁面広告物の表示面積の総合計は  
320㎡以内



1表示面とは、  
見付面積のことをいう

- ◆1表示面は80㎡以内（同一面に壁面広告物がある場合は、その面積を加えて80㎡以内とする。）
- ◆高さは建築物の高さの2/3以下かつ15m以下

◆屋上広告物と壁面広告物の表示面積の総合計は  
120㎡以内

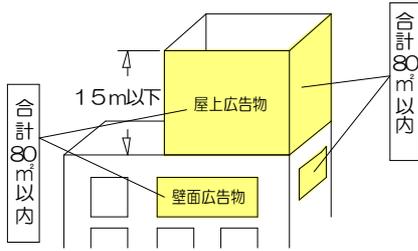


1表示面とは、  
見付面積のことをいう

- ◆1表示面は30㎡以内（同一面に壁面広告物がある場合は、その面積を加えて30㎡以内とする。）
- ◆高さは建築物の高さの2/3以下かつ15m以下

壁面広告物

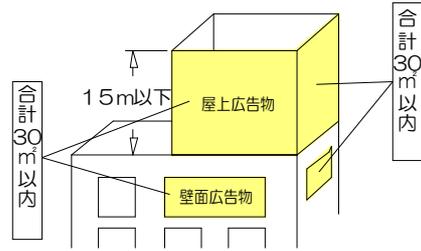
◆屋上広告物と壁面広告物の表示面積の総合計は  
320㎡以内



1表示面とは、  
見付面積のことをいう

- ◆1表示面は80㎡以内（同一面に屋上広告物がある場合はその面積を加えて80㎡以内とする）
- ◆表示面積は1壁面の1/2以内
- ◆広告物が壁面の窓又は開口部をふさがないこと

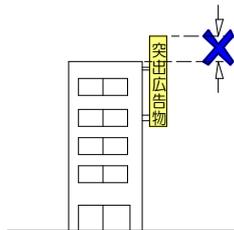
◆屋上広告物と壁面広告物の表示面積の総合計は  
120㎡以内



1表示面とは、  
見付面積のことをいう

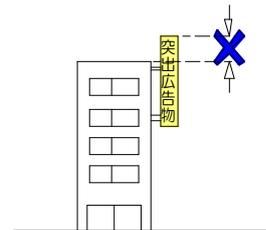
- ◆1表示面は30㎡以内（同一面に屋上広告物がある場合はその面積を加えて30㎡以内とする）
- ◆表示面積は1壁面の1/2以内
- ◆広告物が壁面の窓又は開口部をふさがないこと

突出広告物



- ◆広告物の上端が、表示又は設置する壁の上端を超えないこと

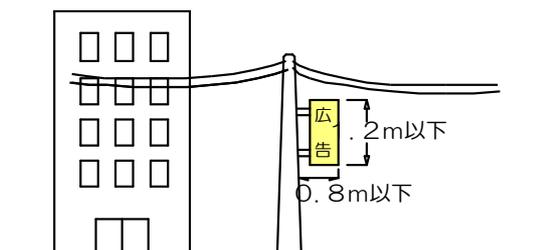
◆表示面積の総合計は20㎡以内



- ◆広告物の上端が、表示又は設置する壁の上端を超えないこと

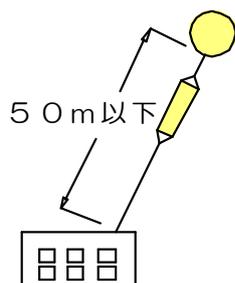
自家用広告物

電柱・街灯  
・消火栓の袖付広告



- ◆電柱等1本につき1個まで
- ◆傾斜した電柱類及び支柱には取り付け不可
- ◆発光塗料の使用不可

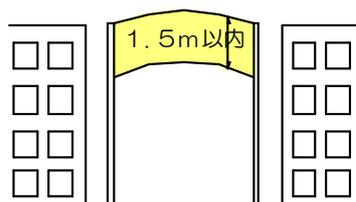
気球・アドバルーン



- ◆気球の内容積は8m<sup>3</sup>以内

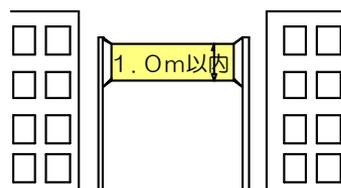
アーチ広告物・横断幕

アーチ広告物



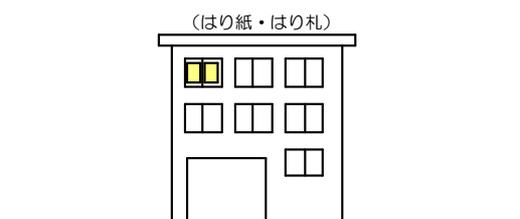
- ◆上端から下端までの幅は、1.5m以内

横断幕



- ◆幅が1.0m以内

はり紙・はり札等



- ◆はり紙・はり札の面積は、0.5m<sup>2</sup>以内
- ◆はり札の表示個数は、1壁面に2個以内

□適用除外の基準は、「大分市屋外広告物に関する手引き」(12ページ)参照。

屋外広告物の基本的な事項については、「大分市屋外広告物に関する手引き」をご覧ください。

大分市屋外広告物特別規制地区

『大分駅南地区・鉄道高架沿線地域（高架上区域）』

手引き

編集・発行 大分市 都市計画部 まちなみ企画課



〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL. 097-537-5968（直通）

FAX. 097-534-6120

E-Mail matikika3@city.oita.oita.jp

ホームページ <http://www.city.oita.oita.jp>

「表紙」平成20年度大分きれい100選事業応募作品

平成23年10月作成

平成24年7月改正

平成28年7月改正

平成29年4月改正

令和2年2月改正